

第8回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成30年2月26日(月) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 橋 場 和 幸

2番 嵯 峨 弘 巳

3番 白 川 英 之

4番 谷 口 正 明

5番 白 川 俊 明

6番 百 々 栄 二

7番 村 越 敏 春

8番 阿 部 栄 子

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

12番 新 井 功 仁 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 箱 石 雄 彦

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 田 昌 浩

5 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第2号 贈与税納税猶予の継続に係る証明について

日程第 8 議案第3号 不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明について

日程第 9 議案第4号 平成29年度浜中町農業委員会補正予算の提出について

日程第10 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第8回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ12名の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

農政部会の方は、早朝からの会議に引き続き大変御苦労さまです。

今年は雪の降る日が少なく穏やかな日々が続いておりますけれども、同じ道内でも日本海側や道北では積雪量が3メートルを超えているところもあり、生活環境に多大な影響が出ているようでございます。こちらの方はこのまま春が来てくれればなと思ってございますけれども、そんな簡単にはいかないのかなとも思っております。

さて、昨夜までピョンチャンオリンピックで大変日本中が盛り上がり、毎晩テレビ観戦をして寝不足が続いている方もいらっしゃるのかなと思いますけれども、そのような中、第8回の総会に委員の御出席をいただきまして大変ありがとうございます。

また、先日の14日には、委員協議会を開催し、農地転用に関する協議ということで協議をいただき大変御苦労さまでした。結果は転用許可後に工事を進めるとのことですけれども、今後はこのような事案の発生がないように、各委員の地域内でのパトロール等の対応をお願いしたいと思います。

さて、早速総会に入らせていただきますけれども、今回は4件の付議案件を提案させていただいております。皆さまの慎重な審議をお願いいたしまして、開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、1番橋場委員、2番嵯峨委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事 務 局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第 6 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第 3 条第 1 項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、使用貸借期間満了に伴う権利の再設定 1 件に伴う許可申請でございますが、整理番号 1 は、熊牛西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を後継者である同住所の〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の再設定をしようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農地係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
整理番号1について、6番百々委員、お願いします。

百々委員 (補足説明あるも省略)

議長 ありがとうございました。
それでは、これから、議案第2号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号贈与税納税猶予の継続に係る証明についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第2号贈与税納税猶予の継続に係る証明について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

租税特別措置法第70条の4第1項では、「農業を営む個人が、その農業に供している農地及び採草放牧地を、推定相続人の内の一人の者に贈与した場合には、相続税法第28条第1項の規定による申告書の提出により、納付すべき贈与税については当該贈与者の死亡の日まで、その納税を猶予する。」と規定されております。また、同条第27項では、「納税猶予の適用を受ける受贈者は、贈

与税の申告書の提出期限の翌日から起算して3年を経過するごとに、引き続いて納税猶予の適用を受けたい旨及び適用を受ける農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。」と規定されており、届出書の提出にあたっては、農業委員会の証明が必要とされております。

今年度の対象者は、姉別南〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏ほか〇名でございますが、平成〇〇年〇月〇〇日に証明を行った日より、引き続き農業経営を行っている旨を証明しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

地方税法附則第12条第1項では、「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する受贈者に対して課する不動産取得税については、その規定の例によって徴収を猶予するものとする。」と規定されております。また、同条第2項では、「所定の手続きについては、租税特別措置法の規定を準用する。」とされており、

先ほどの贈与税納税猶予の継続と同様に農業委員会の証明を行った上、届出書を提出することとなっております。

今年度の対象者は、姉別南〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏ほか〇名でございますが、平成〇〇年〇月〇〇日に証明を行った日より、引き続き農業経営を行っている旨を証明しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号平成29年度浜中町農業委員会補正予算の提出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第4号平成29年度浜中町農業委員会補正予算の提出について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この度の補正は、年度末にあたり事業費の確定や実績に伴う経費について、補正をしようとするものでございますが、歳入では、15款道支出金の農業委員会交付金59万6,000円の追加と、農業委員会補助20万1,000円の減は交付額の確定によるもの、同じく道支出金の農地利用最適化交付金は新たに設置された事業に基づき240万円の新規設定、また、20款諸収入の農業者年金業務委託手数料9万2,000円の追加につきましても、交付額の確定によるもので、歳入の補正につきましても、あわせて288万7,000円

の追加となります。

一方歳出では、農業委員会委員に要する経費の費用弁償20万円の減と、農業委員会事務局に要する経費の普通旅費10万円の減につきましては実績によるものでございまして、歳出の補正につきましては、あわせて30万円の減額となります。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会日程につきましては、3月28日、水曜日、午前10時からを提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、3月28日、水曜日、午前10時からということでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議

長

異議がないようなので、次回総会日程については、3月28日、水曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第8回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

御苦労さまでした。

閉会時刻 午前10時35分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

1番 橋場 和幸

浜中町農業委員会

2番 嵯峨 弘巳

農地法第3条調査書

調査日：平成30年 2月 9日

第8回浜中町農業委員会総会
議案第1号 整理番号1 (使用貸借権設定)

貸付人	○ ○ ○ ○	借受人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	百々委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借受人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借受人は個人であり適用なし。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超える。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請地に係る農地は貸付人の所有地であり転貸には当たらない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	